

## 【ドイツ】「連邦と州の財政関係現代化合同調査会」の改革提案

海外立法情報課・山口 和人

\* 2009年3月5日、「連邦と州の財政関係の現代化に関する連邦議会及び連邦参議院の合同調査会」は、財政上及び行政上のテーマについての基本法及び関連法律の改正等を内容とする提案を採択し、約2年にわたる審議を終了した。提案は、連邦及び州の財政規律を強化するための基本法改正を中心とする広範な立法措置を予定している。今後、連邦の立法機関における審議を経て、2009年夏までに提案が実現される見通しである。

### 調査会の審議過程

調査会は、2007年3月8日の発足以降、連邦・州間の財政関係現代化のための提案を作成することを目的に活動を行い、2008年6月23日には、検討の重点項目を発表した（『外国の立法』236-2号[立法情報]【ドイツ】『連邦と州の財政関係現代化合同調査会』の重点項目発表参照）。その後深刻化した経済危機に対する対策策定の過程で、連立与党及び連邦政府が、連邦の債務負担の限界を基本法に新たに明記することで財政赤字増大への歯止めを設ける方針を決定したことを受け、当該規定案の検討も調査会が行い、今回の提案に盛り込んだ。表決では、32票のうち3分の2を超える26票の賛成で提案が採択された（賛成は、連邦議会のキリスト教民主・社会同盟[CDU/CSU]及び社会民主党[SPD]の連立与党並びに野党自由民主党[FDP]、反対は、野党緑の党及び左翼党。連邦参議院側では16州のうち、メクレンブルク・フォアポンメルン州が反対、ベルリン州とシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州が保留した。）

### 調査会提案の概要（引用はすべて基本法の条文である）

#### 1 財政関係のテーマ

- (1)「連邦及び州の予算は、原則として起債による歳入によることなく収支を合わせなければならない」（第109条第3項第1文）との原則規定を設ける。
- (2)ただし例外として、「連邦及び州は、通常の状態から逸脱した景気の推移の影響を、好況及び不況いずれの場合においても等しく考慮に入れるための規定並びに自然災害又は国の統御を離れ、国の財政状態を著しく毀損する異常な緊急事態の場合のための例外規定を設けることができる」（同第2文）こととするが、同時に「例外規定のためには、対応する弁済に関する規定を設けなければならない」（同第3文）との条件を付す。
- (3)連邦予算については、起債による歳入が名目国内総生産の0.35%を超えない場合には、(1)の原則が遵守されるとみなすとともに、(2)で許容される例外を含め、具体的な規律のための規定を第115条第2項以下に設ける（同第4文）。州の予算については、起債によるいかなる歳入も許容されない場合に限り(1)の原則が遵守されるとの

基準の下で、各州が憲法上の権限の枠内で詳細を規律する（同第 5 文）。

- (4) 財政上の非常事態を回避するため、連邦参議院の同意を要する連邦法律により、「安定化評議会」を設置して連邦と州の財政を継続的に監視すること及び財政上の緊急事態のおそれがある場合を認定するための要件及び手続を定める（第 109a 条）。
- (5) 以上のうち(1)～(3)の規律は 2011 年以降適用することとし、また、2020 年以降にそれらが完全に実施されることを予定する経過規定を置く（第 143d 条第 1 項）。また、この期間に財政的に苦しい州に連邦から支払われる財政健全化支援金に関する規定を置く（同条第 2 項以下）。

## 2 行政関係のテーマ

- (1) 税務行政： 税務行政における効率性、有効性向上の観点から、財政行政法、所得税法等の改正提案を行った。州の財務官庁によって行われる外部監査への連邦中央税務庁の参加、データの提供、税法の執行の容易化及び課税の均等化のための連邦・州間の協力のほか、税控除の手続に関する法改正の提案を行っている。権限の重複を避けるため、保険税の行政権限を連邦に移管すること、消防税についても、行政の効率性の観点から行政権限を連邦に移管することを提案している。
- (2) 公共の IT： 連邦と州は、その任務の遂行に必要な情報技術システムの計画、設置及び運用にあたり協力することができること、並びに両者の協力の態様について定める規定を基本法に設ける（第 91c 条）。
- (3) ベンチマーキング： 連邦と州は、その行政の達成能力の確定及び促進のため、比較研究を実施し、成果を公表することができる旨を基本法に定める（第 91d 条）。
- (4) その他： 連邦がん登録法の制定、一部の連邦道路を州に移管すること等を提案している。

## 3 州及び自治体の投資に対する連邦の財政援助

従来連邦は、基本法が連邦に立法権限を与えている場合に限り、州及び自治体の特に重要な投資に対して財政援助を行うことができると規定されてきたが（第 104b 条第 1 項）、自然災害又は国の統御を離れ、国の財政状態を著しく毀損する異常な緊急事態の場合には、立法権限がない場合にも財政援助を与えることができる旨の規定を設ける（同条第 2 項）。

参考文献（インターネット情報は 2009 年 3 月 19 日現在である）

- ・ *Beschlüsse der Kommission von Bundestag und Bundesrat zur Modernisierung der Bund-Länder-Finanzbeziehungen*. (Beschlussdatum: 5. März 2009) Kommission von Bundestag und Bundesrat zur Modernisierung der Bund-Länder-Finanzbeziehungen, Kommissionsdrucksache174. <<http://www.bundestag.de/parlament/gremien/foederalismus2/drucksachen/kdrs174.pdf>>